

不良債権処理の税務

Q

当社は、資本金1000万円の製造業です。得意先に対する債権について、昨今の不安定な経済情勢から、債権が不良債権化するリスクが高まっていると感じています。もし不良債権が生じた場合には、財務内容の早期健全化のために、適切な処理をしたいと考えています。税務上の取り扱いについて教えてください。

A

1. 不良債権の処理方法と法人税での扱い

得意先に対する不良債権の処理方法としては、表のようにまとめることができます。

無税処理のうち、よく利用されるものが表⑦⑧です。これらの要件については後述します。

表⑨の子会社等の範囲には、特約店などの事業関連性を有する者も含まれますが、合理的な

表 得意先に対する不良債権の処理方法

無税処理	⑦ 債権の貸倒処理（貸倒損失）
	⑧ 個別評価による貸倒引当金の設定（中小企業）
	⑨ 子会社等への支援損・整理損
	⑩ 債権譲渡損
	⑪ DES（デットエクイティスワップ）
有税処理	⑫ 債権放棄等を行って寄付金として処理
	⑬ 損失を否認（別表加算）

再建計画についての事実認定がなされることは困難です。表⑨は、債権回収会社（サービサー）などの第三者に債権譲渡ができれば、簿価と譲渡価額の差額を損失処理できます。表⑪のDESは、実際には債権の時価譲渡として扱われることから、損失処理としてはあまり利用されません。

2. 債権の貸倒処理（貸倒損失）

税務上で損失と認められるための要件を満たさずに不良債権処理を行えば、表の有税処理⑫⑬となります。表⑫の場合、後日、要件を満たせば無税処理ができる可能性があります。

貸倒損失は、法律上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-1）、事実上の貸倒れ（同9-6-2）、形式上の貸倒れ（同9-6-3）の3種類に区分されます。売掛債権が貸倒損失となった場合には、消費税計算においても、その消費税部分が控除されます。

(1) 法律上の貸倒れ

法的手続き等に従って、金銭債権の全部または一部が切り捨てられたり債務免除を行った場合に、損金算入が可能となります。具体的には以下の通りです。

① 更生計画認可の決定または再生計画認可の決定による切り

みつば会計

(商工研相談業務委嘱先)

税理士・公認会計士

織田成人

捨て

② 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合の切り捨て
③ 関係者の協議決定による切り捨て

(i) 債権者集会で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

(ii) 行政機関、金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が(i)に準ずるもの

④ 書面による債務免除（債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合）

④の「相当期間」とは、一般的に3年ないし5年継続とされますが、形式的な期間ではなく、債権回収のための個別事情を考慮した判断に基づく期間とされます。

法律上の貸倒れを適用する場合

合、対象は金銭債権に限定されます。損金算入のタイミングは消滅時点が含まれる年度のみであり、会計上処理していなくても、申告調整で減算することになります。損金算入すべき年度よりも後に事実を認識した場合には、更正の請求を行うことができます。

また、特定調停と破産手続きには、法的に債権を切り捨てる手続きがないことに留意すべきです。貸倒損失の計上タイミングとしては③か④、または後述する「(2)事実上の貸倒れ」等を適用することになります。具体的には、財産がない場合の裁判所の廃止決定や、破産管財人からの配当金がゼロであることの証明などがあります。

(2)事実上の貸倒れ

金銭債権が法律上、存在している場合でも、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額（一部のみでは不可）が回収できなくなったことが明らかにになった場合には、その事業年度において貸倒損失として損金経理することができます。

担保物があるときは、それを

処分した後でなければ貸倒れとして損金経理することはできません。しかし、その適正な評価額からみて、その劣後抵当権が名目的であり実質的に全く担保されていない場合には、担保物がないものとして取り扱うことができます。同様に、保証債務は、原則としてこれを履行する必要があるですが、保証人の履行能力を考慮して判断します。

事実認定の問題として、税務調査において、貸倒損失の計上が時期尚早であるとして否認される可能性があります。しかし中小企業の場合は、その貸倒処理額を、貸倒引当金の繰入額として取り扱うことができます。

(3)形式上の貸倒れ

営業活動によって生じた売掛債権については、以下の事情があり、当該売掛債権から備忘価額（一般的に1円）を控除した残額を貸倒れとして損金経理した場合には、損金算入が認められます。

①債務者との取引停止後1年以上経過した場合（担保物がある場合を除く）

ただし、相手先との紛争によ

る取引停止は対象外です。

②同一地域の債務者に対して有する債権とその回収費用を比較して、債権額が回収費用に満たない場合

形式上の貸倒れの対象は、継続的な取引に係る売掛債権に限定される点に留意が必要です。つまり、1回だけのスポット取引の場合は、原則として対象とはなりません。

3. 個別評価による貸倒引当金の設定

資本金1億円以下の中小法人や金融機関等であれば、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の設定による不良債権処理を行うことができます。

ただし、100%グループ内の債権は対象外です。

(1)法令等による棚上げがあった場合

個別評価金銭債権に係る債務者につき、更生計画認可の決定や特別清算に係る協定の認可の決定等があった場合において、5年以内に弁済されることとなっている以外の金額について、貸倒引当金の設定ができます。

計上事由は、「2. (1)法律上の貸倒れ」と同じです。

(2)実質基準

個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間（おおむね1年以上）継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがないこと等の事由により債権の一部につき取り立て等の見込みがない場合は、当該一部の額について貸倒引当金の設定ができます。

ただし、物的担保・人的保証により回収が見込まれる金額は除かれます。

(3)形式基準

個別評価金銭債権に係る債務者につき、①更生手続き・再生手続き・破産手続き・特別清算の開始の申し立て、②手形交換所の取引停止処分の事由が生じている場合には、その債権の50%相当額について貸倒引当金の設定ができます。ただし、実質的に債権とみられない部分の金額や担保権の実行等による取り立て見込みのある部分の金額は除かれます。

基準が明確なので、利用しやすい規定となっています。

